平成十四年十二月以前の組合員期間がある者	○・九七〇
平成十六年十二月以前の組合員期間がある者（平成十四年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）	○・九七三
平成二十一年十二月以前の組合員期間がある者（平成十六年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）	○・九七六
平成二十二年十二月以前の組合員期間がある者（平成二十一年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）	○・九八〇
平成二十三年一月以後の組合員期間がある者（平成二十二年十二月以前の組合員期間がある者を除く。）	○・九八三

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の附則第七条の三の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣臨時代理
国務大臣　石破　茂
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　有村　治子

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百二十五号

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等に関する政令

内閣は、会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「会員商品取引所の役員」とあるのは「会員商品取引所の清算人」と、「他の商品取引所の役員」を「役員又は清算人の」に、「他の商品取引所の役員又は清算人」を「役員又は清算人の」に改め、同条第二項中「「役員等が」とあるのは「会員商品取引所の清算人が」と、」を削り、「「監事」を「、「監事」に改める。

第十条の表第八百七十条第一項第一号の項中「一時取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を「、委員」の下に「（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。第八百七十四条第一号において同じ。）」を加える。

第十六条中「第百四十四条の九第三項」を「第百四十四条の十第三項」に改め、「第七百九十七条第五項」を削り、同条の表第七百九十七条第五項の項を削る。

第十七条中「第百四十四条の十五第二項」を「第百四十四条の十七第二項」に改め、同条の表第八百六条第五項の項を次のように改める。

第八百六条第五項	第三項	商品先物取引法第百四十四条の十五第一項
	前項	同条第二項

第十八条中「第百四十四条の十六第二項」を「第百四十四条の十八第二項」に、「、第八百九条第五項」を「、第八百九条第六項」に改め、同条の表第八百八条第五項の項中「第百四十四条の十四第一項」を「第百四十四条の十五第一項」に改め、同表第八百九条第五項の項中「第八百九条第六項」に、「次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ、当該各号に定める時」を「設立会社」に改め、「の成立の日」を削る。

第二十一条の表第八十条第三号の項中「第百四十四条の二第三項の規定により」を「第百四十四条の二第四項において」に改め、同表第八十条第八号の項中「第百四十四条第五項の規定により」を「第百四十四条第六項において」に改め、同表第八十一条第八号の項中「第百四十四条の三第五項の規定により」を「第百四十四条の三第六項において」に改める。

第二十二条の表第八十条第二号の項中「第三項本文」を「第二項本文」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同表第八十条第三号の項中「第百四十四条の十第二項」を「第百四十四条の十一第二項」に改め、同表第八十条第六号の項中「第百四十四条の十三第一項」を「第百四十四条第六項において」に改め、同表第八十一条第六号の項中「第百四十四条の十四第一項」に改め、同表第八十一条第八号の項中「第百四十四条の三第五項の規定により」を「第百四十四条の三第六項において」に、「第百四十四条の十七の規定により」を「第百四十四条の十九において」に、「第百四十四条の十第二項」を「第百四十四条の十一第二項」に、「第百四十四条の十第三項」を「第百四十四条の十一第三項」に改める。

第三十五条の表第二百六条第四項の項を削り、同表第二百六条第五項の項を次のように改める。

第二百六条第一項	当該協会に所属する商品先物取引業者	当該協会の協会員（第二百四十四条第二項に規定する協会員をいう。第五項において同じ。）を所属商品先物取引業者（第二百四十条の三第一項第四号に規定する所属商品先物取引業者をいう。第五項において同じ。）とする商品先物取引仲介業者
第二百六条第五項	協会に所属する商品先物取引業者	協会の協会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者

第三十五条の表第二百七条第一項の項及び第二百八条の項を削る。

（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第二条　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項の表第五十条の二第三項第三号の項中「（委員会設置会社にあっては取締役及び執行役、持分会社にあっては業務を執行する社員）」を削る。

第十九条第一項中「これら」を「同法」に改め、同項の表第三百五十七条第一項の項中「監査役設置会社」の下に「にあっては、監査役」を、「の組合」の下に「にあっては、監事」を加え、同項の次に次のように加える。

第三百八十一条第二項、第三百八十五条並びに第三百八十六条第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号	取締役	理事